

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水施設（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和60年7月29日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input type="checkbox"/> 非適用 <input checked="" type="checkbox"/>
団体名	周南市	職員数（H19. 4. 1現在）	5人
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	229円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	2,893
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務（百万円）		財政力指数	0.85
資金不足比率（％）		実質公債費比率（％）	17.2（H19）
		経常収支比率（％）	89.0（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成15年4月21日 合併前市町村：徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町〕 合併により、徳山市、新南陽市、熊毛町の農業集落排水事業特別会計を統合。各地区の集落排水を一元管理することにより職員数1人減。平成17年度に、経営の合理化を図るため、業務を下水道部へ移管。平成18年度には旧市町のままだった料金体系を下水道事業にあわせて統一し、平均15.56%の改定を実施。（対前年度比5百万円の増収）

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	周南市農業集落排水事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	周南市長 島津幸男
既存計画との関係	周南市集中改革プラン 平成17年度～平成21年度
公表の方法等	平成20年3月議会で説明のうえホームページで公表
基本方針	本市の農業集落排水事業は、経費回収率が低く、一般会計繰入金に依存している。現在整備中の地区は平成19年度で終了する予定であるが、今後は老朽化施設の更新など、維持管理費の増大が避けられない状況である。そのため、財政の健全化と経営基盤の強化を図り、計画的な事業経営に取り組むものである。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	21	15		36
	補償金免除額	3	4		7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	10	6		16

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	20,762	15,210		35,972
合 計 (A)		20,762	15,210		35,972
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		20,762	15,210		35,972

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	9,544	5,862		15,406
合 計 (A)		9,544	5,862		15,406
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		9,544	5,862		15,406

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	本市の農業集落排水事業は平成18年度決算で、一般会計繰入金のうち基準外繰入金が109,399千円、経費回収率は39.1%である。また汚水処理原価が394円/m ³ 、処理人口1人あたりの管理運営費は44,832円/人と、下水道事業に比べ高い状況である。また面整備は平成19年度で終了となるが、維持管理費は年々増加しており、今後も老朽化施設の更新など経費の一層の増大は避けられない。一方使用料については、平成18年度に料金体系を下水道事業と統一して改定を行い増収にはなったものの、有収水量は伸びておらず、今後大きな増収は期待できない状況である。	
経営課題	課 題	使用料水準の適正化
	平成18年度の改定で料金体系を公共下水道と統一し、類型平均2,818円（月20m ³ ）より高い2,910円となったが、経費回収率はまだ低く、水準の3,000円にも達していないため、使用料適正化への取り組みを行う	
	課 題	投下資本の抑制
	使用料による経費回収が困難であるため、未整備地区については個別処理方式の採用を基本とし、新規の事業着手に当たっては、十分に調査研究を行う	
	課 題	維持管理費の削減
	公共下水道との一体的な維持管理を行い、民間的経営手法の導入や定員管理の合理化の検討も含め、より一層の維持管理費の削減に努める	
経営課題	課 題	歳入の確保
	水洗化の促進や滞納整理の強化、水道局への収納率向上の働きかけなどにより、使用料の増収を図る	
	課 題	
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	115	122	125	135	158	185	186	176	174	171	
		(1) 営 業 収 益 (B)	46	57	59	59	65	64	65	69	69	69	
		ア 料 金 収 入	45	57	59	59	65	64	65	69	69	69	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	1										
		(2) 営 業 外 収 益	69	65	66	76	93	121	121	107	105	102	
		ア 他 会 計 繰 入 金	51	31	29	74	91	121	121	107	105	102	
	イ そ の 他	18	34	37	2	2							
	2 総 費 用 (D)	115	124	125	135	158	168	168	158	156	153		
	(1) 営 業 費 用	57	64	67	76	98	109	110	103	104	103		
	ア 職 員 給 与 費	6	6	6	9	23	24	24	16	16	15		
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	51	58	61	67	75	85	86	87	88	88		
	(2) 営 業 外 費 用	58	60	58	59	60	59	58	55	52	50		
ア 支 払 利 息	57	58	58	59	60	59	58	55	52	50			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他	1	2											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		0	-2	0	0	0	17	18	18	18	18		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	256	293	409	387	235	236	149	126	203	207	
		(1) 地 方 債	70	87	120	112	59	87	35	21	50	50	
		(2) 他 会 計 補 助 金	41	35	52	98	111	103	110	105	103	107	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	128	148	203	174	64	46	4		50	50	
		(6) 工 事 負 担 金	1	5	2	1	1						
		(7) そ の 他	16	18	32	2							
	2 資 本 的 支 出 (G)	236	292	407	394	238	253	167	144	221	225		
	(1) 建 設 改 良 費	211	253	343	310	141	145	25	8	108	108		
	ウ ち 職 員 給 与 費	18	4	8	8	17	17	16	8	8	8		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	25	39	64	84	97	108	142	136	113	117		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		20	1	2	-7	-3	-17	-18	-18	-18	-18		

(単位:百万円,%)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	20	-1	2	-7	-3	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	13									
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	2	9	8	10	3					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	9	8	10	3	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	9	8	10	3						
実 質 収 支 黒 字 (P)										
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	82.1	74.8	66.1	61.6	62.0	67.0	60.0	59.9	64.7	63.3
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	46	57	59	59	65	64	65	69	69	69
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高	118	70	4							
企 業 債 現 在 高	2,799	2,848	2,903	2,932	2,893	2,872	2,765	2,649	2,586	2,518
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	2,799	2,848	2,903	2,932	2,893	2,872	2,765	2,649	2,586	2,518
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	51	31	29	74	91	104	102	89	87	84
うち基準内繰入金	26	20	20	19	51	33	30	29	29	27
うち基準外繰入金	25	11	9	55	40	71	72	60	58	57
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	25	11	9	55	40	71	72	60	58	57
資 本 的 収 支 分	41	35	52	98	111	120	129	123	121	125
うち基準内繰入金	11	18	29	35	41	64	67	66	58	58
うち基準外繰入金	30	17	23	63	70	56	62	57	63	67
うち赤字補てん的なもの	30	17	23	63	70	56	62	57	63	67

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	44.9	46.2	41.9	36.2	39.1	36.1	35.3	38.8	38.1	37.5	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	82.1	74.8	66.1	61.6	62.0	67.0	60.0	59.9	64.7	63.3	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	44.1	25.2	23.0	54.3	57.4	56.2	54.8	50.6	50.0	49.1
	うち基準内繰入金	(%)	22.4	16.2	15.6	14.0	32.4	17.8	16.1	16.5	16.7	15.8
	うち基準外繰入金	(%)	21.8	9.0	7.4	40.3	25.0	38.4	38.7	34.1	33.3	33.3
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	21.8	9.0	7.4	40.3	25.0	38.4	38.7	34.1	33.3	33.3
	資本的収入分	(%)	16.2	12.0	12.7	25.4	47.4	50.8	86.6	97.6	59.6	60.4
	うち基準内繰入金	(%)	4.5	6.3	7.1	9.1	17.7	27.1	45.0	52.4	28.6	28.0
	うち基準外繰入金	(%)	11.6	5.8	5.6	16.3	30.0	23.7	41.6	45.2	31.0	32.4
	うち赤字補てん的なもの	(%)	11.6	5.8	5.6	16.3	30.0	23.7	41.6	45.2	31.0	32.4

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成18年度に下水道料金の統一・改定とあわせ、料金改定を行っている。料金設定の考え方については公共下水道に準じる。料金収入については、八代地区が平成18年度に一部供用開始し、平成19年度で整備が完了するため、新規接続による増を見込む。その後、改定年以外の年は、有収水量の伸び悩み等により、ほぼ横ばいとする。
2 他会計繰入金の見込み	維持管理費の増加などが見込まれるものの、高利債の繰上償還（借換）による利子の減少や、建設費一般財源の減少等により、繰入金全体で減少する見込である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	・須々万市浄化センター改築・更新事業（H22～H24 全体事業費300百万円 国県補助195百万円 起債105百万円）
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	維持管理費については、公共下水道との一元管理や経費削減等の取り組みを行うものの、老朽化施設に係る維持修繕費の増などにより、維持管理費全体では増加を見込む

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>合併前の各市町において「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行革推進のための指針」に基づき鋭意定員の適正化を推進しており(H13～H17で155名、8.67%の削減(全会計))、さらに「地方公共団体における行革の推進のための新たな指針」に基づき「市定員適正計画」を策定し、今後5ヵ年でさらに163名、10%(全会計)の削減を図ることとした。現在、78名、4.8%(全会計)の削減を行っており、計画進捗率は47.9%。農業集落排水事業においては、整備事業の終了により平成21年度2人減の予定。</p> <p>給与構造改革により年功的な給与処遇の制度は廃止された。今後は職務・職責と勤務実績に応じた給与制度としていくことが求められているが、それには新たな人事評価制度の構築が必須である。数字に表しにくい公務の成果を適切に評価でき、また評価者と被評価者双方の信頼できる制度とし、これを昇給や勤勉手当の成績判定に使用することにより、職員が高い士気を持って職務に精励することを確保していく。</p> <p>国家公務員に準じた給与構造の見直しを平成19年度より施行したが、管理職手当の定額化は給与費の増加が見込まれるため実施しなかった。本市は平成18年度に新たに3%の地域手当の支給地域に指定されたが、給与構造改革の施行が国より1年遅れたため、地域手当の支給割合も国に1年遅れでスタートさせた。平成19年度は1%。</p> <p>退職時の特別昇給は平成17年度より廃止した。給与構造改革の施行に合わせ、平成19年度より国に準じた新たな退職手当制度を導入した。</p> <p>健保組合の事業主負担の適正化については注視してきた。職員互助会組織への公費の支出は1人当たり年額11,000円程度、職員会費と公費との比率は1:1(1/2負担)である。公費支出の削減について検討したい。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>平成17年度に農政課から下水道部に業務を移管し、公共下水道との一元管理により、行政管理費や施設管理費の縮減を図っており、今後も徹底した経費節減に努める。</p> <p>浄化センターの運転管理について、民間的経営手法の導入について調査研究を進める</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	現行の使用料は月20㎡あたり2,910円で、水準の3,000円より低いため、次回の改定においてはこれを目安とする。料金については公共下水道と統一しているため、料金設定等は下水道事業全体で検討する。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	平成18年度に使用料の改定を行っており、これにより前年度と比べどうなったかなど、下水道財政の状況をホームページで公開するほか、経営健全化計画についてもホームページで公表する。また市広報や情報公開コーナーなども積極的に活用する。 平成17年度から行政評価システムの取り組みを進めており、必要性、有効性の観点から事務事業評価を実施し、各事業の方向性を導き出す。農業集落排水事業を含む約1,400事業について実施。(農業集落排水関係分 6事業)
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	現在、平成17年度から22年度までの5力年間で職員数163名、対17年度の増減率で10%の削減を目標に、計画的な職員の純減に取り組んでおり、計画期間満了後においても、簡素で効率的な自治体への変革を目指し適正化を推進していく方針である。 農業集落排水事業については、面整備の終了に伴い、整備担当職員を1人減、また公共下水道との一元管理の効率化により管理部門の職員1人減とする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	合併のスケールメリットを生かし、薬品の一括購入や業務契約の一本化、分析業務の共同化、公共下水道との一元管理など、処理場や管渠施設の維持管理経費の削減に取り組む。また浄化センターなど民間の経営手法の導入に向け調査研究を進める。 またボーナス時期や年度末などの滞納整理により、収納率の向上を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	高利債の繰上償還（借換）により利子の縮減を図るとともに、新規事業着手については個別処理方式を原則として慎重に検討を行い、投資資本を抑制する
4 その他	経営健全化や財政状況等をホームページや市広報などで積極的に公開する。 また行政評価についてはシステムにより全市で取り組みを実施している。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
 2 年度別目標等
 (5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	5,311	5,274	5,257	5,154	5,696		5,912	5,904	5,888	5,877	5,863	
	A 増減		-37	-17	-103	542	385	216	-8	-16	-11	-14	167
	水洗便所設置済人口(人)	4,057	4,221	4,275	4,240	4,354		4,408	4,480	4,531	4,551	4,559	
	B 増減		164	54	-35	114	297	54	72	51	20	8	205
	水洗化率(%)	76.4	80.0	81.3	82.3	76.4		74.6	75.9	77.0	77.4	77.8	
	C 増減		3.6	1.3	1.0	-5.9	0.0	-1.8	1.3	1.1	0.4	0.4	1.4
	有収水量(m³)	475,466	490,382	491,422	523,888	422,464		428,225	432,066	434,946	435,163	435,294	
	D 増減		14,916	1,040	32,466	-101,424	-53,002	5,761	3,841	2,880	217	131	12,830
	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	95	116	120	114	154		150	150	150	159	159	159
E 増減		21	4	-6	40	59	-4	0	0	9	0	5	
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)					15.6				7.0				
F 増減													
収納率(%)		95.9	95.4	93.8	93.3			93.6	94.0	94.5	95.0	95.5	
G 増減			-0.5	-1.6	-0.5		-2.6	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	2.2
H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	15,251	28,725	29,473	29,787	13,028		12,800	13,000	23,000	23,000	23,000	
	増減		13,474	748	314	-16,759	-2,223	-226	200	10,000	0	0	9,972
	職員数(人)	3	2	2	2	5		5	5	3	3	3	
	増減		-1	0	0	3	2	0	0	-2	0	0	-2
	管理運営費(千円)	139,031	161,944	189,469	218,850	255,361		275,204	310,483	294,623	268,789	270,699	
	I 増減		22,913	27,525	29,381	36,511	116,330	19,843	35,279	-15,860	-25,834	1,910	15,338
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	26	31	36	42	45		47	53	50	46	46	
	J 増減		5	5	6	3	19	2	6	-3	-4	0	1
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	212	251	286	314	394		417	425	411	419	425	
	K 増減		39	35	28	80	182	23	8	-14	8	6	31
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	107	132	136	145	233		245	246	228	229	227		
L 増減		25	4	9	88	126	12	1	-18	1	-2	-6	
M 増減													
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	44.9	46.2	41.9	36.2	39.1		36.1	35.3	38.8	38.1	37.5		
増減		1.3	-4.3	-5.7	2.9		-3.0	-0.8	3.5	-0.7	-0.6		
累積欠損金比率(%)													
増減													
企業債現在高(百万円)	2,799	2,848	2,903	2,932	2,893		2,872	2,765	2,649	2,586	2,518		
増減		49	55	29	-39		-21	-107	-116	-63	-68		
収入の確保	使用料収入(百万円)	45	57	59	60	65		64	65	69	69	69	
	改善額		5	2	1	5	13			4	4	4	12
	有収水量の増加		2	2	1		5						
	使用料の適正化						5			4	4	4	12
	収納率の向上		3				3						
その他													
改善額													
経営の効率化	管理運営費(百万円)	139	162	189	219	255		275	310	295	269	271	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	139	162	189	219	255		275	310	295	269	271	
	改善額				2	1	3						
	職員給与費の適正化												
	維持管理費(上記以外)の適正化 (公共下水道との一元管理等)				2	1	3						
	うち職員給与費中の退職手当												
その他													
改善額													
計画前5年間改善額 合計							16	改善額 合計					12
(参考) 補償金免除額													7

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

'収入の確保'その他 の例: 未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

'経営の効率化'その他 の例: 建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

使用料適正化の考え方

民間委託の取組状況

その他に記載された項目に関する取組等